

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

農業を軸とした地域ブランディングプロジェクト

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県遠賀郡遠賀町

3. 地域再生計画の区域

福岡県遠賀郡遠賀町の全域

4. 地域再生計画の目標

遠賀町は、北九州都市圏域の拡大に伴って農村のゆとりと都市の活力を併せ持つ生活都市として発展してきた。本町産業の基幹である農業の構造は、①農業の労働生産性は県平均より高い、②一人当たりの経営耕地面積は県平均の1.5倍、③町の中規模農家の面積割合は約53%と県平均の約34%と比較して多い、④農林業センサスでは、農業従事者数、農業産出額が年々減少している。このまま推移すると産業面ばかりではなく遠賀町のアイデンティティーともいえる農地のもつ多面的機能への影響が危惧される。農業従事者数、農業産出額が年々減少していることは、農業構造が県平均より高いにも関わらず、都市近郊の農業地帯としての強みを生かし切れていないことが原因としてあげられる。このため、遠賀町特産品のブランド化と併せて地域イメージのブランド化を図り、農業を軸とした地域活性化を狙う。地域の強みである農業の力を最大限に生かしたまちづくりを一貫して行うことで経済的に自立した自治体を目指すことに加え、農業者の主体者としての自立の実現を目指す。これにより、農業を安定した雇用の場とし、農業離れによる人口流出を食い止め、さらには、農業の担い手やブランド化商品による雇用確保を図り、若い世代の人口を増やす。

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
新規就農者数	4件	6件	8件
J A 農産物直売所における受託販売額	142,000千円	147,000千円	155,000千円
WEBサイト「おんがめし」のアクセス数	7,000件	7,400件	8,000件

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

地方創生推進交付金を活用し、水田における主要作物（米、麦、大豆、菜種、赤しそ等）のブランド化により農家の経営基盤の安定を図るとともに、「食と農の町、遠賀町」の地域イメージのブランド化をすすめる。これにより、都市部への近接さやアクセスの良さを強みとした販路開拓により農業の収益性も高めるとともに地域に多様な仕事の場の創出や地域イメージ向上に伴う人口増を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1. 事業主体

遠賀町（水田）農業推進協議会

2. 事業名称及び内容

(名称)

農業を軸とした地域ブランディング事業

(内容)

遠賀町特産品のブランド化と、「食と農の町、遠賀町」の地域イメージのブランド化を結びつけることで、商品と地域の評価を高める「地域ブランディング」を行う。将来的には「おんが」というネームバリューで、地域外の資金・人材を呼び込める町を実現する。そのために、本町の農業の実情に沿った支援制度に取り組むことで、農業を応援する町の姿勢をアピールするとともに、農業生産者の経営安定・所得と意欲の向上を図り、新規農業従事者を獲得していく。この特産品ブランド化を基軸とし、遠賀町の地域イメージブランドを地域外に確立する。

(目的)

遠賀町は、北九州都市圏域の拡大に伴って農村のゆとりと都市の活力を併せ持つ生活都市として発展してきた。本町産業の基幹である農業構造は、①農業の労働生産性は県平均より高い、②一人当たりの経営耕地面積は県平均の1.5倍、③町の中規模農家の面積割合は約53%と県平均の約34%と比較して多い、④農林業センサスでは、農業従事者数、農業産出額が年々減少している。このまま推移すると産業面ばかりではなく遠賀町のアイデンティティーともいえ

る農地のもつ多面的機能への影響が危惧される。農業従事者数、農業産出額が年々減少していることは、農業構造が県平均より高いにも関わらず、都市近郊の農業地帯としての強みを生かし切れていないことが原因としてあげられる。このため、遠賀町特產品のブランド化と併せて地域イメージのブランド化を図り、農業を軸とした地域活性化を狙う。地域の強みである農業の力を最大限に生かしたまちづくりを一貫して行うことで経済的に自立した自治体を目指すことに加え、農業者の主体者としての自立の実現を目指す。

3. 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

民の自立へ向けた離陸のために官が初期段階で補助事業による支援を実施しているが、実際に生産、販売、情報発信等を実行するのは民の側である。また、事業の取りまとめは、推進組織である民で組織された遠賀町（水田）農業推進協議会が担っており、「民が実行、官がサポート」の位置づけを徹底する。

【地域間連携】

北九州連携中枢都市圏事業として、北九州市との協定により地域間連携が可能である。単に、北九州圏域にとどまらず、東京事務所を通じて全国展開もできるようになり、地方創生推進事業にて実施する。

【政策間連携】

農家の所得向上のための特產品ブランド化事業により、しごと創出が図られることは勿論であるが、併せて行う地域イメージブランド化事業は、特產品ブランド化を促進するとともに、地域アイデンティティーの確立につながることで移住定住促進にも波及効果が期待できる。

【自立性】

国、県による農業者支援の行き届かない中規模農家を設備面及び生産面で支援することで、経営基盤の強化を図る。中規模農家の経営支援を行う事業の推進主体の遠賀町（水田）農業推進協議会は町からの基金繰入に依存しているが、個々の事業者の取り組みに本町が初期段階の支援を行うため、ブランド商品の販路確保、販売収益により平成31年からの自走化が進み、基金繰入が減少する。

4. 重要業績評価指標（ＫＰＩ）及び目標年月

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
新規就農者数	4件	6件	8件
J A 農産物直売所における受託販売額	142,000千円	147,000千円	155,000千円
ＷＥＢサイト「おんがめし」のアクセス数	7,000件	7,400件	8,000件

5. 評価の方法、時期及び体制

各個別事業の実施主体が各自の事業のアウトプットについて、農業を軸としたブランディング事業の推進組織である遠賀町（水田）農業推進協議会に対して事業報告を行う。遠賀町（水田）農業推進協議会は、事業内容のＫＰＩの効果分析を行う。さらに、産（商工会など）・学（九州大学）・金（福岡銀行）及び住民で組織する「いきいきおんが推進委員会」を毎年度7月頃に開催し、事業を検証する。検証結果を協議会及び実施主体にフィードバックし、P D C Aサイクルの確立により事業の進行管理を確実に行う。

「いきいきおんが推進委員会」の検証結果を町で取りまとめ、次年度に向けて方針決定していく。

事業のＫＰＩについて、年度当初に広報、ホームページで公表する。

6. 交付事業に要する費用及び交付対象経費

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 78,990千円

7. 事業期間：地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 「アグリJAPAN」遠賀菜の花プロジェクト

内 容 本町で生産される良質な菜種の生産拡大と六次産業化により、

農業収益の拡大と地域活性化を図る（地方創生加速化交付金）

6. 計画期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日

7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標達成状況に係る評価の手法

事業のKPIである子育て世帯の移住者数及び定住奨励金交付件数について広報、HPで公表する。遠賀町の総合戦略策定機関である「いきいき遠賀推進委員会」により事業結果を検証し、次年度に向けて改良実施していく。

7-2 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

産（商工会など）・学（九州大学）・金（福岡銀行）及び住民で組織する「いきいきおんが推進委員会」を毎年度7月に開催し、事業結果を検証し、次年度に向けて方針決定していく。

7-3 目標達成状況に係る評価の公表の方法

毎年度7月に、目標の達成状況を広報、ホームページで公表する。